

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例…………… (情報政策課)	1
○北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例…………… (道民生活課)	2
○公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例…………… (食品衛生課)	3
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… (食品衛生課)	3
○母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例…………… (子ども子育て支援課)	4
○肥料取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (農政課)	4
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	4
○北海道立学校条例の一部を改正する条例…………… (教育庁高校教育課)	5

条 例

北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第82号

北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和2年北海道条例第

2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「、監査委員、連合海区漁業調整委員会の委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ウ中「取用委員会の委員」の次に「、連合海区漁業調整委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)第2条の規定は、次に掲げる委員の道に対する地方自治法 (昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の損害を賠償する責任 (以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責について適用する。

(1) この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成30年法律第95号。以下「一部改正法」という。)第1条の規定による改正後の漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「改正後の漁業法」という。)第148条第2項の規定により選出され、又は同条第4項の規定により選任された連合海区漁業調整委員会の委員

(2) 施行日以後に改正後の漁業法第138条第1項の規定により任命された海区漁業調整委員会の委員

(3) 施行日から令和3年1月31日までの間に一部改正法附則第15条第3項の規定により選任された海区漁業調整委員会の委員

3 改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次に掲げる委員の道に対する損害賠償責任の一部の免責については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に在任している連合海区漁業調整委員会の委員

(2) 一部改正法附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道条例第83号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を13の項とし、8の項から10の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の7の項中「除く。）」の次に「及び国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同項を同表の9の項とし、同表中6の項を7の項とし、同項の次に次のように加える。

8 教育委員会	公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第1中5の項を6の項とし、同表の4の項中「次表1の項」を「次表の1の項」に改め、同項を同表の5の項とし、同表中3の項を4の項とし、同表の2の項中「除く。）」の次に「及び私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、「7の項」を「9の項」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の1の項の次に次のように加える。

2 知事	私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科における授業料の負担の軽減を図るための支援金（8の項において「支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中29の事項を30の事項とし、7の事項から28の事項までを1事項ず

つ繰り下げ、同表の6の事項中「除く。）」の次に「及び私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、「次表3の項」を「次表の4の項」に改め、同事項を同表の7の事項とし、同表の5の事項の次に次の1事項を加える。

- 私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科における授業料の負担の軽減を図るための支援金（次表の3の項において「支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3中9の項を10の項とし、4の項から8の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の3の項中「除く。）」の次に「及び国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3 教育委員会	公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第84号

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ中「3,000円」の次に「（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）第2条第1項ただし書に規定する場合は、同項ただし書に規定する金額）」を加える。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続等条例」という。）の規定により次に掲げる申

出又は届出をした者で、この条例の施行の際現に当該申出又は届出に係る指定
手続等条例第7条第1項（指定手続等条例第16条第4項において準用する場合
を含む。）の規定による通知を受けていないものに係る道民からの支援を受け
ているかどうかを判断するための基準については、なお従前の例による。

- (1) 指定手続等条例第3条第1項に規定する申出
- (2) 指定手続等条例第16条第1項の規定による届出

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第85号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）の一部を次のように改正す
る。

第7条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる設備については、当該設備の区分に
応じ、それぞれ次に定める措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水（24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過
している浴槽水をいう。次条第1号の2及び第1号の3において同じ。）
を用いる浴槽及び気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の
液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。同号及び同
条第1号の4において同じ。） 1週間に1回以上清掃し、及び消毒する
こと。

イ 浴槽水のろ過装置、循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環さ
せるための配管をいう。）及び水位計配管（水位計に接続する配管をい
う。） 1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

ウ シャワー 1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。

エ 集毛器 毎日清掃し、及び消毒すること。

オ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）及び調節箱（洗い場の給湯栓又は
シャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。） 1年に1
回以上清掃し、及び消毒すること。

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同
条第2項中「を守るように努めなければ」を「に適合するよう管理しなければ」
に改める。

第8条第1号の3中「気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液
体の微粒子を発生させる設備」を「気泡発生装置等」に改め、同条第1号の4中
「土ぼこり」の次に「、浴槽水等」を加え、同条第3号の次に次の3号を加え
る。

(3)の2 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の
水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の
水を消毒すること。

(3)の3 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこ
と。

(3)の4 シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以
上通水すること。

第8条第9号中「12歳」を「家族ぶろを除き、10歳」に改める。

第9条中「各号」を「基準」に改め、同条第1号中「、サウナ設備、砂ぶろ、
ぬかぶろ等のほか」を削る。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第86号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和24年北海道条例第4号）の一部を次のように改正す
る。

第7条第1号ウ中「気泡発生装置、シャワー設備」を「気泡発生装置等（気泡
発生装置）」に、「設備には」を「設備（シャワーを除く。）をいう。第5号にお
いて同じ。）には」に改め、同号に次のように加える。

エ 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水

を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。

オ 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。

第7条第5号中「連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等」を「浴場及びその設備」に改め、同号イ中「ろ過装置」の次に「循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）及び水位計配管（水位計に接続する配管をいう。）」を加え、同号ウ中「の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにする」を「にあっては、次の措置を講ずる」に改め、同号ウに次のように加える。

(ア) 1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(イ) 空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。

第7条第5号中ウをカとし、イの次に次のように加える。

ウ シャワーにあっては、次の措置を講ずること。

(ア) その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

(イ) 1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。

エ 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。

オ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）及び調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。）を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第87号

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（昭和43年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第7条第1項若しくは第8条第1項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

肥料取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第88号

肥料取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（住民基本台帳法施行条例及び北海道食の安全・安心条例の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(1) 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）別表第2の24の事項

(2) 北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第2条第4号（北海道農政部手数料条例の一部改正）

第2条 北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「肥料取締法（昭和25年法律第127号）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この項において「法」という。）に、「第2項」を「第3項」に改め、同項のア中「肥料取締法」を「法」に改め、同項のイ中「同項第7号」を「法第4条第1項第7号」に改め、同表6の項中「肥料取締法第12条第2項」を「肥料の品質の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第2項」に改め、同項のア中「肥料取締法」を「法」に改め、同項のイ中「同項第7号」を「法第4条第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第89号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表13の項のキ中「トキソプラズマ病」を「トキソプラズマ症」に改め、同表14の項のオ中「牛ウイルス性下痢・粘膜病予防液」を「牛ウイルス性下痢予防液」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第90号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「北海道伊達高等学校」を「北海道伊達開来高等学校」に改め、同表北海道函館稜北高等学校の項、北海道女満別高等学校の項及び北海道幕別高等学校の項を削る。

別表第2北海道札幌養護学校の項を次のように改める。

北海道札幌養護学校	(本校)	札幌市
	白桜高等学園	札幌市
	共栄分校	北広島市

別表第2北海道室蘭養護学校の項の次に次のように加える。

北海道苫小牧支援学校	苫小牧市
------------	------

別表第2北海道函館五稜郭支援学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。